

## ミャンマーの変異株指定国・地域の指定（入国後待機期間の3日間への短縮）

在留邦人の皆様へ  
当地滞在中の皆様へ

2021年9月17日

1. 7月21日、ミャンマーは日本政府の「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定されましたが、9月9日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r\\_030909.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030909.pdf)）に基づき、9月17日、ミャンマーは「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定が変更されました。これとともに、9月20日午前0時以降、ミャンマーからの全ての入国者の検疫所長の指定する場所（ホテル。選択不可）での待機期間が、従来の6日間から3日間（入国日は含まない）に短縮されることとなります。また、入国後3日目（入国日は含まない）に実施されるPCR検査で陰性と判定された方は、入国後14日間の残りの期間につき自宅待機が求められることとなります。

なお、入国直後のPCR検査を受けた後にホテルに専用バスで移送され、待機期間終了後は空港に専用バスで移送されることや、ホテル滞在費は無料（政府負担）で、食事が支給されること等は従来と同様です。

2. この変更に伴い、9月20日午前0時以降に日本に到着し、海外在留邦人向けワクチン接種事業によりワクチン接種を受ける予定の方については、ワクチン接種は、入国後3日間の待機終了後、検疫所手配のバスで空港に戻る日のワクチン接種時間帯（10時～13時、14時～17時）に予約・変更していただく必要があります（例：到着日が9月25日の場合は9月28日の上記時間帯）。

なお、今後は検疫所長の指定するホテルでの待機は3日間しか認められないので、ご注意ください。

**【参考】** 海外在留邦人向けワクチン接種インターネット予約サイト

[https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList\\_initDisplay.action](https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action)

また、以下のページもご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

問い合わせ先：外務省ワクチン接種コールセンター

電話番号：

(Skype ID)

[mofa-vaccine-QA@asiahs.com](mailto:mofa-vaccine-QA@asiahs.com)

(Skype Out) (+81) 50-5806-2587

(固定電話)03-6633-3237

メールアドレス

[mofa-vaccine-QA@asiahs.com](mailto:mofa-vaccine-QA@asiahs.com)

- 問い合わせ先：在ミャンマー日本国大使館 領事班  
電話：95-1-549644～8  
メール：[ryoji@yn.mofa.go.jp](mailto:ryoji@yn.mofa.go.jp)